

岩手県医療局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿日直業務の範囲内のものを除く。）を平成28年4月1日次のおり委託した。

平成28年5月27日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立東和病院	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館